

第27回 熊本市市民公益活動支援基金運営委員会議事録（要旨）

1 開催日時：平成30年10月9日（火） 14時00分～15時00分

2 開催場所：熊本市役所 12階会議室

3 市民公益活動支援基金運営委員

- ・出席者： 古賀 倫嗣 委員長（放送大学 熊本学習センター 客員教授）
越地 真一郎 副委員長（熊本市日新聞社 NIE 専門員）
吉永 京子 委員（公募市民）
藤川 潤子 委員（政策局秘書広聴部広聴課長）
- ・欠席者： 水野 直樹 委員（一般社団法人 スタディライフ熊本 理事）
中島 久美子 委員（特定非営利活動法人
熊本県子ども劇場連絡会 理事長）
紫垣 正刀 委員（市民局市民生活部長）

4 配布資料

- 資料1 役員等に対する経費
- 資料2 様式案（事業計画書他）
- 資料3 助成事業主体の考え方
- 参考資料 主催の変更申出

当日配布資料

- ・（参考資料）現行様式
- ・平成30年度スケジュール

5 会議録（要旨）

【議事事項】

（1）役員等に対する経費

（資料1及び2に基づき、事務局より説明）

（古賀委員長）

いまの提案は、基本的に2つの提案である。一つは、これまでいわゆる人件費については、役員等に対して支払わずに、一般の活動者にのみ支払っていたが、一緒に活動しているなかで、小中規模の団体の場合はその立場の区別が明確ではないので、スタートアップ助成に準じて助成金の2分の1を上限にその制限を撤廃する、その方がより実務的であるだろうという提案。もう一つは、報償費については、内部の人間に講師謝礼を支払っていたケースがあったため、これについては報償費という費目に馴染まないとして、外部の第三者に対して支払われるものとして整理する、こういった改正点、改善点という考えでよろしいか。

(事務局)

一つ目の改正点に対して、一点だけ訂正させていただきたい。現行制度は、スタートアップ助成に限って助成金の2分の1を上限として役員等の経費を認めていたというものだが、今回の改正は助成対象経費の2分の1を上限とするものである。このことは、スタートアップ助成が10割の助成割合であり、金額も10万円と変動が起きにくい仕組みとなっているのに対して、その半分までを人件費として認めるものだったが、今回は、助成対象経費全体のうちに人件費が占める割合を制限する考え方に改めたものであるため、同じ2分の1という制限ではあるが、その基準となるものを変更させていただいている。

(古賀委員長)

訂正ありがとうございます。いかがだろうか。何かご意見等があれば。

(吉永委員)

私もそうだが、小規模の団体は役員も一緒にスタッフとして活動しているので、このように改正してもらおうと良いのではないかと思う。

(越地副委員長)

形式的でなくて、実態に応じた柔軟な対応で良いと思う。ただ、念のために確認しておきたい。役員等にも人件費が対象となるわけだが、そのことで役員が潤沢になることが過去のケースから考えたときにあり得るだろうか。例えば、日頃から役員等が何か恩恵を受けていて、さらにここで拡大してしまうとそんなにもらう必要はないのではと思うようなケースは、今までで何か該当するものはあるだろうか。

(事務局)

役員に対しては、一般的に役員報酬が支払われることがあるが、あくまでこれまで対応してきた団体から聞き取りした範囲では、役員に対する特別な報酬がないものがほとんどであり、任意団体は特にそういった傾向にあることから、役員報酬があつてさらに恩恵を受けるということはないと思われる。また、そもそも当基金の助成対象として、役員報酬を事業に対する人件費としておらず、申請団体に対してもそのように説明していたので、少なくとも助成対象経費として計上されることはないと考えている。

また、必ず団体で給与規定等を定めるように指導し、人件費であれば、そこで定められた時給で換算しており、旅費であれば旅費規程に基づいて1回の活動につき500円などと根拠資料を提出させていることから、必要以上の人件費が支払われることはないものと考えている。

(古賀委員長)

ほかにいかがだろうか。

(委員全員、特になし)

(古賀委員長)

当基金は今年で7年になるが、それだけずっと運営するなかでいろいろな改善点もみつかったと

いうことである。あるいは、特に小さな団体にとってできるだけ簡便にと言ったら変だが、メリットがあるような制度改革として委員の皆様にはご了承いただいたということで、この件については、原案どおり承認とさせていただく。

(2) 助成事業主体の考え方

(資料3及び参考資料に基づき、事務局より説明)

(藤川委員)

弁護士会から共同主催に変更したいという要望があったのはなぜか。今までは協賛でよかったのに何か主催にしたいという理由があったのか。

(事務局)

今回の経緯について団体にヒアリングしたところ、当初からいわゆる共催事業として進める予定があったそうだが、当基金に申請するにあたって、これまでの共催事業を協賛事業に変更したということであった。しかし、協賛金をもらったの事業に切り替えたものの、よくよく話を詰めていくとやはり変更は不可能だということになったそうで、結論から申し上げますと、助成申請の段階でもう少し内容を詰めて、きちんと協賛金として当該協賛団体からの支出を受けての事業実施が可能なのか検討したうえで申請していれば、今回のようなことにはならなかったのではないかというものだった。

(古賀委員長)

ただいまの質問を含めて、当基金を7年間運営してきたなかで出てきたものであることを踏まえて少し説明させていただくと、基本的にこの制度は、先ほど中小団体の話が出てきたが、そういったこれから頑張ろうという団体を支援するためにお金を出して、そしてその頑張りを認めるという趣旨がある。実は、本案件の助成事業提案は選考順位としても非常に高かった。そういった意味では確かにミッションも非常に重要なことであって、委員の皆様方からの期待も大きかった。ただ、このことについては、当該協賛団体側がシンポジストを出すとか、そういった企画も含めて初めから計画することもできたし、20万円についても協賛金ということだったが、このときにやっぱり一番大事なことは、本案件のような共催を認めると、言ってみれば二つの団体の独立性、つまり、私たちが応援したかった助成団体の主体性、自立性などを著しく損なう結果になってしまうという懸念がある。つまり、審議いただいた委員会の総意と少しそぐわないのではないかという辺りを、それを踏まえて、共催については少し整理をした方がいいと委員長として申し上げたところだった。初めに当該協賛団体から20万円を出して共催でやるという提案であったならば、20万円も援助があるんだったら、助成金額は申請された20万円ではなく10万円ぐらいに減らして採択しよう、そういう議論になったかもしれない。その辺りについては社会的な公平性を欠くような、後出しじゃんけんに近いものがあったということで、今回は一步留まって議論してはどうかということになったところ。従って、これまでにやってきた基本方針を踏まえて、当該団体には採択された助成事業提案どおり事業を実施するか、できない場合には辞退をされるか、どちらかを選択していただくという対応をさせていただいた結果、二つの選択肢から辞退を選ばれたということである。以上が、私が理解しているところでの、経緯と問題点である。

(越地副委員長)

途中で変更があったのは向こうからの申し出なのか。それとも、こちらから何か提案をしたから変更されたのか。

(事務局)

向こうからの申し出であった。事務局から中間支援として聞き取り調査をしていくなかで、変更事項はないかと尋ねたところ、「実は共催に変更したい」という申し出があった。

(越地副委員長)

こちらからのサジェスションで、向こうから「実は」ということになったのであれば、つまり、それがなければそのまま事業実施していたということか。

(事務局)

それまでも他の変更事項に関して様々な相談を受けていたので、じきに本案件の相談もいただいていたものと思われる。この時期に判明したのは、この事業が1月または2月に実施するものであり、9月に入って本格的に当該協賛団体との話し合いが始まったことで、初めて「やはり協賛金ではダメだ」、「各々が事業負担をした共同での主催にしたい」といった話があったというもの。

(越地副委員長)

今回の場合は、委員長からの説明もあったように、確かに二つの団体による主催は馴染まないが、何か抜け道というものはあるだろうか。例えば、本案件も途中で主催変更がなければ問題なかった訳であって、名義上どこにどう表記するかの違いになる。実態としては20万円の支援があるが、名義が協賛ではなくて主催ならば認めないとなることは仕方のないことだろうか。チラシなんかに書く表現で、例えば主催とは表記されてなくて、協賛と名前が書いてあるけれど、実態は共催であるといったものは、これはもう識別がつかないだろう。それは仕方ないと言えば仕方ないものだろうか。

(事務局)

まず協賛金に関しては助成申請書の収入の欄に「協賛金、寄附金」というものがあるため、当初からここに記入をしていただくことになっていることから、あくまで申請形式ではあるが、協賛金をもらっていたのであれば、必ずここに書くように指導する様式となっている。そのため、それ以外の部分に関しては、もちろん見えない部分も出てくる可能性が考えられるが、なにか収入がある場合は、本来そこでわかるものとは思われる。

(越地副委員長)

例えば、共催としているが、実態ではお金は出さないという共催もある。主催に二団体書いてあるが、財力はないがイベントの性格上あくまで主催であると、同格で位置付けているがお金は出さないんだというケースはあり得るのではないか。

(事務局)

そもそも運営主体について定められていないので、基本的には自主的に助成団体が単独で行うものだというところまで進めてきたが、今回こういったかたちで共同事業というものがでてきたので、まずはこれを認めるか、認めないかということをご審議いただきたい。いま越地副委員長が言われたように、共同にもいろんなかたちがあると思うが、そういったものをまず助成申請の時点で認めるのか、またはそもそもとしてやはり自主的に事業実施すべきものとして考えるのかというところで、まずは最初の議論をしていただきたいと思う。

(越地副委員長)

今回のケースは、やっぱりまったくそぐわないと思う。やはり弁護士会からすれば、自分たちも主役になりたい訳であって、それだけ支出もしているのだから裏方に見えるようでは面白くない、困る訳だろう。それはもう当然のことだろうと思う。それ以外のケースを考えるとキリがないが、いままでも実際に経験があるので、名前だけは同格だけどお金は出さないというものもあり得ないことじゃない。

(古賀委員長)

その場合は、お金を出さない方はシンポジストを出すだとか。

(越地副委員長)

協力はいろいろとやるけど、お金は出さない場合が考えられる。

(古賀委員長)

それは共催とは言わず、協力あるいは後援といったものではないか。

(越地副委員長)

ところが、名義上チラシなどの表記ではそれを共催と銘打つことで、自分たちが動員をしやすいだとか、お金は出してもらえないけども、共催と位置付けることで向こうが頑張ってくれるならば、こちらは動員してもらえて助かるなど、そういうかたちで同格の位置として載っているというケースは過去にあった。ただ、そんなことまで言っているとキリがないので、一応の例としてあり得るということ。

(事務局)

いまの点に関しては、案Bの改正理由の欄にもあるが、「共催により大きな効果が得られる場合がある」という考えが案Bの提案理由の一つであり、そのためこの案では、助成の是非については、共同の相手方、経費の分担の仕方、事業の進め方を審査項目の一部に反映させて、点数にすることで総合的に判断するという方法を提案させていただいている。そのため、越地副委員長がおっしゃる人の負担、それから経費の負担などの、いろいろな人的資産や金銭的資産の提供も含めて、共同の場合はどのように進めるのかということをお申し立ていただくことで、もしも案Bのとおり共催を認めるということであれば、提案にあるように「事業計画性」及び「発展性」の二項目で10点満点中の何点なのか点数を入れていただければと考えている。ただ、案Aの提案では、改正理由にあるように、公益活動の主体形成を支援することが基金趣旨だということに重きを置くのであれば、

単独での事業助成が望ましいという考え方になる。その理由は、その以降にお示ししているように、共催または実行委員会については、事業主体が助成団体にあるのかどうかの判断が、外から見るととても難しい。いまおっしゃられたように、人の負担があるのか、金銭の負担があるのか、それは外部からは判断が難しいので、見ようによっては共催団体の事業に助成金が活用されたとみなされることもあり得ると考えている。案Bの共催による大きな効果という考え方、それから案Aの団体の主体性形成という考え方、こちらが共催を認めるかどうかの一つの論点になる部分かと思う。

(古賀委員長)

いかがだろうか。資料3に戻って、事務局からは二つの案、A案とB案が出ている。ただいまのやり取りのなかで少し具体的なものが見えてきたかと思う。

やはり私たちにはなかなか馴染みがなく、悩ましいのは、共催の場合のいわゆる主体形成ということ、逆に言うと何らかのことで事業ができなかったときの責任がどこにあるのかと、そんなときにどこが責任を持つのかというようなことを含めて、基本的には単独で主催するということにして、そして実行委員会は対象外だが、共催という言葉ではまずいので、協賛や後援というかたちでの協力など、そのことについては少し可能性を残しておくような文案が一番現実的ではないかと思う。共催という言葉を使うのは、ちょっとよくないのではないかと。

(藤川委員)

言葉が非常に難しいが、確かに。

(古賀委員長)

もう一つ確認だが、今年度採択された事業と、そのなかでも共催で申請されたものはいくつあるか資料はあるだろうか。

(事務局)

いわゆる共同での主催という意味での共催はなかった。これまでもおそらく申請されていなかったからか、過去に議論されたこともなかったようで、要綱などにもそういった定めがなかった。先ほど委員長がおっしゃったような協賛、協力または後援といったものであれば、審査に関わらないものとして事業の例があり、資料の下の※印のところに補足としてお示ししているが、助成団体が主催、関係団体が協賛、後援などの場合は、これまでも事業の主体性を損なわないものとして認めていた。今回ご提案させていただいたA案、B案のいずれの場合であっても、こちらについては同様の取り扱いをしたいと考えており、また、これらの協賛団体が助成決定後に増えたりしたときの変更については、事業の実施に影響がないものとして、これまでどおり変更申請は不要と考えているところである。

(古賀委員長)

そうすると、協賛という言葉のきちんとした定義づけをしておく必要があるだろう。共催ではなくて、協賛。というのはちょっと言葉が堅いが、主催団体の主体性を損なわないだとか、人、金、物の協力だとか、その辺りは少しふさわしい文言でいいと思うのだが、まず主役は助成対象団体であり、その活動を応援しようとする応援団が、協賛あるいは後援であると。やはり問い合わせがあったとき、みんなに同じように答えられないと、後で問題になるので、こちら辺のニュアンスを少

し明文化されてはいかがだろうか。

(藤川委員)

考え方自体は要綱に入っていないのだろうか。いま委員長が言われたように、協賛や後援についてはこういったかたちで定義するというは、入っていないのであれば、その辺はしっかりと要綱に定義した方がわかりやすいのではないか。

(事務局)

これまで要綱には、登録できる対象団体だとか、助成対象の事業の種類、あるいは対象経費といった部分しかなかったの、それ以外にも少し手を加えないといけないのではないかと思っている。言うならば運営主体をどう見るかという部分なのかなと。また協賛についても、単純に寄附的な意味合いで「頑張ってください」と応援するものと、何かしら条件をつけて「頑張ってください」という寄附のかたちもあると思う。例えば、資金を提供する条件として、講師は私どもが選びたいだとか、そういったかたちもあるので、単純に協賛という言葉だけでは括れないところも正直あるのかと思っている。今後事務局としても、そのキーワードは少し注意深くしていく必要があるのかなと考えている。

(越地副委員長)

共催という表現は非常にあいまいだと思う。主催ではなくて、団体が複数ある場合で一方が共催となる場合の捉え方では、「共に催す」だから主催だよなあという考え方もあれば、一方で主催と書かず共催と書く以上は、一つランク下であるという捉え方がある。また、実態は協賛団体なのに、共催とした方がカッコいいもんだから、協賛だとなんだかイメージがいかに黒子という感じがするので、共催のところにも名前を表記するというケースがある。しかし、実際は、なんていうのか、「主」ではなく「従」の関係にある。その辺の見分けは非常に難しい。今でも共催という言葉はよく出ているが、その実態がまさに後援だったり、協賛だったり、なのに共催と書いてあるなんてケースは少なくない。よって共催をどうするのかというところが悩ましい。

(古賀委員長)

その字句の問題としては、※印の4行だが、「助成団体が主催、関係団体が協賛などの…」という説明は、わかりやすいように後援を前に出した方がいいかもしれない。協力関係としては、後援、協賛等の場合ということで、この場合の説明には共催という言葉は使わないというかたちでの対応をお願いして、個々の団体から質問があったときにどの団体にも同じように答えられるよう、これはどういう趣旨であると説明しておくとういだろう。先ほどお尋ねしたとおり、これまで共催というかたちでの申請がなかったことを考えると、どのみち協賛か後援という言葉で落ちてくるだろうと思われるため、それでの対応で十分だろうと考える。そのため、ある程度技術的な運用のなかで、特にこれは今年度実施する来年度の助成募集が始まってくるので、とりあえずはこれで様子を見ていくという考え方になるかと思う。ちょっと今回は当該協賛団体という資金力がある団体が出てきたため少し驚いたが、ただ、この制度そのものは小さな団体を育成し、育て上げるということなので、そういった意味では、A案の助成団体のみを主催とする考え方をメインとして、少しその辺りを整理していくという考え方でいかがだろうか。

(藤川委員)

それでいいと思う。

(越地副委員長)

そういう方針を打ち出しておいて、あとはいろんなケースが想定されるので、弾力的運用の余地は若干残しておく。ケースバイケースで、こう書いてあるからあととはとにかく一切だめだとなると、何か血の通わない点もあるかと思うので、そこら辺が※印の4行のこの表現の仕方と絡んでくるのだろうけども、大原則を当然ながら重視して、一方で、想定できないケースというものも出てくるので、そういうときにはどうすれば本来の趣旨に添うのかと含みに戻れるようなところも一部あった方がいいのではと思う。

(古賀委員長)

そうすると、申請書類のなかで他団体等との後援、協賛があるかという事実や予定を申告させるような項目を入れておいたら、そこだけをチェックして、それがあんまり問題ないようだったら通せばいいということで、つまり、A案が基本だけれども、他団体とその主催団体との間の主体性の問題、それをそこで確認できるような欄を新設するという手立てでもいかがだろうか。

(事務局)

いまのものに関して二点確認だが、まず一点目に、先ほどからお話があったように、協賛、それから共催といった定義を要綱並びに募集要項の時点ではっきりと説明できるようなかたちに整理をするということかと思うが、それでよろしいだろうか。また、もう一点の記入項目に関して改めて確認だが、申請書類で他団体との協力、協賛について記入させた場合であっても、※印のところにもあるように、そうした協賛団体の変更に関しては、わざわざ事業採択後の変更申請の対象とする必要があるかどうか、ということについて確認させていただきたい。例えば、もし助成申請の時点で協賛団体、協力団体が書かれてあり、これが減る分には問題がない、もしくは、多少増える分には問題がないということであれば、その後の変更申請はいらないと思うのだが、仮にプレゼンテーションあるいは書類審査の際に、その協力団体がいるからここは点数を加点しただとか、もしもそういった影響があるのであれば、多少そういったところにも影響が出てくるものとも考えられる。

(古賀委員長)

そういった意味では、いま様子見というような言葉を使ったが、来年度募集はある程度、そこら辺の事実がフォローできるようにしていた方がいい。基本的には主催団体が一番大事だが、少しその辺りで誤解されるようなことが起きたら私たちも心配なので、ここは変更申請の対象としておくということでもいかがだろうか。ちょっとお手数だが、そういった協賛団体の変更についても、いまの説明のように事業実施に影響がないため初めから提出不要とするものだとは思えないので、その団体が応援するなら、この団体もしっかりやるだろうというような、そういった根拠もあるかもしれないので、少し変更申請は求めるということでしばらく行くのはどうだろうか。それからスムーズに進みだしたら、些細な項目についての変更はある程度事務局にお任せするという対応でいいと思うが、いかがだろうか。

まずは、今回のような問題についてもスムーズに対応できるよう、変更申請してもらうことで事実がわかることもあると思うので、そこら辺は他の団体に対する公平・公正性というのもやっぱり

担保しなきゃいけないかなと考えている。ちょっとこれについては、変更申請を必要とするという対応をお願いしたいと思うがいかがだろうか。

やっぱり基本に戻ると、市民の皆さんや法人の皆さんからいただいた寄附が出発点なので、寄附が適切、適正に使われているかどうかということは、後できちんと追いかけて見られるような情報を当面押さえておくことにしたいと思う。その件については、ただいまのことで対応をお願いしたい。また、この件について少し字句の修正だとか細かい動きがあるときについては、委員長の私の方にお任せいただいでよろしいだろうか。これからそういった事務局の作業があるかもしれないので、それについてはお任せいただくということで。

(委員全員、異議なし)

(古賀委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

もう一ついいだろうか。今回プレゼン審査を経た後に大きく経費以外のものが変わるということで、なかなか事務局としても規定がなく判断しづらいものだったのだが、それ以外でも今回に限らずなかなか私どもでは判断できない部分が、審査のときよりも変わるような内容のときは、事務局としてどのような判断をするといいだろうか。

(古賀委員長)

きちんとした委員会を開くかどうかは別の問題だが、基本的には、今回の対応のように委員長、副委員長の判断というものを大前提としていただいて、そういった突発的に出てくるものについては臨機応変に対応することで、これもよろしいだろうか。ここでこの手続きは確認したということにさせていただくということで。

(委員全員、異議なし)

(古賀委員長)

それでは、そのようにお願いしたい。細かいことについてはやり取りが必要になったらそうさせていただきますということで、了承をいただいた。これにより、議事の「(2) 冠基金の設定について」を原案どおり承認とさせていただきます。

【5 次回委員会の開催について】

(当日資料「平成30年度スケジュール」に基づいて、事務局より説明)

(古賀委員長)

この日程でよろしいだろうか。説明があったように例年どおりであるということである。一応予定されていた議題は以上だが、委員の方で何かご発言等あればお願いしたい。

(越地副委員長)

それでは一つ。議題とは関係ないものである。この助成事業に類似したもので、区単位でコミュニティづくり支援事業が行われている。これは区単位でこういうまちづくりをしたい、こういうことをやりたいというグループに対して補助金を出すものだが、だんだん金額も膨らんでおり、多いところは年間400万あるいは500万、少なくとも200万と、これは区の判断に任されている訳だが、この両方の棲み分けというものが去年までははっきりとしていた。つまり、町内団体的なものをコミュニティづくり支援事業の対象としていたが、今年から区によってNPOも対象となった。これはこれで間口が広がっていいかなと思う。ただ一方で、いわば当基金に申請されるようなものが向こうにもある、それはいいことだという捉え方と、何かそこで困ったことが起きる可能性はないのだろうか。具体的にいうと、去年までは町内会や子供会などがほとんどで、それしか対象にしていなかったのに、申請書なんかは実はざっとしている。倉庫や備品を新たに買い換えたいから10万円欲しいだとか、草刈り機を購入して整えたりと、そういうものも他に申請がないものだからまあいいだろうみたいなことになっていた。NPOが申請にくるとおそらくそういうものを上回る企画がどんどん出てくる。皆さん慣れておられるし、アピールも上手なので、そうなったらそういう団体がそこも上位ほとんどを占めてしまうような事態になる。そんなときに競合でもないけども、どう考えたらいいのかなあと。その辺は市で調整や話し合いがあるのか、それとも今後、例えば新たに起こった出来事なので、狙いなども含めてどう対応するか一度協議などしていただければなと思っている。

(事務局)

越地副委員長がおっしゃるように、助成団体を地域からNPOに広げたいという話は所管課から少し話を聞いていた。それで所管課としても当基金の助成事業と類似してしまうことについては考えているようだったのですが、やはりそれぞれの区のなかで、こうした活動団体をもっと応援したいという思いもあったようなので、区によってはまだNPOを対象とするのはだめだということもあるのだが、基本的には区での団体、事業ということで、当基金はそうではなく、ある程度市内全域というところで、少しエリアで当基金との事業を分けるというようなところでは考えている。ただ内容的にはちょっと、いまおっしゃったように少し似ているので、やはりちょっと考えないといけないのかなと思っている。

(越地副委員長)

基本的には窓口が広がるという点では歓迎すべきことだと思っている。ただ、いい意味で棲み分けはできた方がいいと思うので、例えば、向こうは区単位でのエリアを原則とするだとか、こちらは市内全域だというのは、一つの棲み分けだと思う。でも、それも実は境目が非常に難しい。ケースバイケースとなるのだろうけど、まだ出てきているケースが少ない。来年からは増えると思うが、NPO団体がそういう新たな申請窓口ができて、ある意味そこは非常に採択される確率が高いということを知らない。金額はここと変わらず、多いところは30万円くらい出るんじゃないかなあ。だからそっちに申請が流れてしまうと、せっかくの当基金での事業がさみしくなってしまう。だから協議をしてもらって、いい方向に向かえば、NPOの裾野が広がるという点ではいいことだということには間違いはないと思う。

(古賀委員長)

いまの話で少し参考までに申し上げますと、私は中央区のまちづくり懇話会の会長をして、もう6年ほどになるが、一番初めの目玉商品は「市民アイデア募集」だった。こんなことをやりますと個人が提案して、まちづくり懇話会が専門家と一緒に作業チームを作って進めるということだったのだが、3年目ぐらいから提案がほとんどなくなり、そういうこともあって、当時その予算をどう使うかということになった。一つが広報とか、あるいはインターネット、SNSの拡充ということをやったのと、もう一つが、従来からあった自治会振興事業なんかの予算を踏まえて、コミュニティづくり支援事業になった。そうすると、実は校区ごとの自治協議会ではなくて、もうちょっと小さなお町内の範囲でも提案が挙がってきた。

ところが、そのNPOが対象に入ってきた背景にあるのが、災害だった。あちこちで災害時の活動があって、今日はお休みされているが、水野委員も活動されているソナエトコだとか、あいつたところが活動されていて、あれを見て自分たちのところでもやりたいと広がりが出てきた。そうすると、当事者であるNPOも、私たちもしっかり入りたいと、そのやり取りがあったのではないかと。中央区に関しては、私もそれ以上のことは承知していないが、それぞれの区のやり方のなかで出てきたのかなと考えている。

中央区も昨年あたりからワークショップ形式で学生を集めるなどいろんなことをやっているのだが、そういった手法をはやくから取り入れたところについては、多分NPOだとかそういった団体の入り方が早かったのかなと、基盤が作られていたのかなと考えている。ただそういう意味で言うと、エリアでの切り分け、区と市という分け方はひとつ原則としておくということと、もう一つが、より当基金はいわゆるNPOみたいに制度化された、確立された法人というよりも、特に昨年あたりからそういう団体の応募が非常に多くなってきたこともあるので、そういう意味では、可能な限りもう本当にそこら辺にあるような頑張り屋さん中心の団体を育てたいと考えている。

実績がないと言うとちょっと語弊があるが、これから頑張ろうという「頑張り度」が本気かどうか、それをしっかり私たちの審査委員会で検討して、ぜひ応援したいと。その辺りが少し違うところになるかと思う。なぜかと言うと、そういった区ごとのNPOはしっかりした計画を出さないと、何しろ熊本市は自治会が強いので、自治会の方からなんであんな団体に出すんだという話になる。だからNPOは自分たちが支援を受けるためのしっかりした保証を出さなきゃいけない。そうすると、ある程度制度化されたNPO法人ぐらいでなければちょっと申請しづらいと思う。そういった意味では、その一つ手前、例えるなら、いまの制度化されたNPO法人を高校生だとすれば、ここはとりあえず小学校の高学年くらいまでを面倒見ましょうというスタンスでしばらく続けられたらいいだろうか。

もう一つ、市にはエンゼル基金みたいに子育てにある程度特化した応援枠もあるので、その辺りは機能的に使い勝手がいいような整理を、少し3年ぐらいかけてされてはいいのかなと思う。正直言って、まちづくりは予算消化ができない。お金があれだけあっても使い切ることができないから、情報誌を出したりというのが現状であって、そういった意味では活動を作り上げたいという部分が今回お話を伺った区ごとのまちづくりでの捉え方になっているのかなと思う。少し憶測が入っているところは申し訳ないが。

(越地副委員長)

まだ今年から始まったばかりなので、様子を見てなにか不都合が生じるのかどうか検証するということから入っていいのかなと。最初からこれはここと仕分けしてしまうと非常に形式的すぎる

と思うので。東区では何十とあったなかでNPOの申請は一つだけだった。

(事務局)

確か中央区は、活動が中央区であれば中央区の団体には限らなかったと思う。それぐらい中央区はちょっと扉が広がっていて、それから確か三年計画だったか。

(越地副委員長)

例えば、ことう文庫の将来を考える会という団体があったが、ああいう団体が区の方に申請すると文句なしにトップになる。

(古賀委員長)

あれは確かに当基金に申請があった。

(越地副委員長)

あの辺が向こうに行くと、まさに地元密着型の事業として点数も最高点になってしまう。

(事務局)

おっしゃるように、ことう文庫の将来を考える会は、今年で2年目の助成団体だが、私たちの考える小中規模の育てたい団体でありながら、かたやまちづくりの面から見ると、まちづくりを発展させていく団体でもあるという意味では、そのように重複する団体もあるだろうと考えられる。

(越地副委員長)

ぜひ裾野の拡大という点では、根っこは同じだと思うので、良い方向に考えてもらえたら。

(古賀委員長)

その辺りについては情報収集していただいて、もしよかったらこの委員会での報告事項として公表できる範囲でお知らせいただきたい。

【6 閉会】

(古賀委員長)

これをもって、第27回市民公益活動支援基金運営委員会を閉会とする。

(終 了)